

立川市教育委員会事業後援規程

(目的)

第1条 この規程は、立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が各種事業を後援する基準及び手続について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において事業後援とは、市又は委員会以外の団体等（以下「団体等」という。）が主催する各種事業の趣旨に賛同し、委員会の名義の使用を認めることをいう。

(基準)

第3条 事業後援する事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。

(1) 次の一に掲げるものの向上に寄与するもの。ただし、政治活動又は宗教活動と認められるものを除く。

ア 社会教育（体育及びレクリエーションを含む。）、家庭教育又は学校教育

イ 学術又は文化

ウ 青少年の健全育成

(2) 国、公共団体、社会教育関係団体、福祉団体、公益的団体その他これらに類する団体等が実施するもの又はこれら以外の団体等が実施するもので特に必要があると認められるもの。

(3) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴しないもの。ただし、当該事業の運営に係る経費のみに充てるもの及び特に必要があると認められるものを除く。

(4) 市内若しくは近隣で実施するもの又はこれら以外で実施するものであって特に必要があると認められるもの

(5) 開催会場、内容等について十分な安全対策が講じられているもの

(6) その他委員会が特に必要と認めたもの

(承認の申請)

第4条 事業を行う団体等が事業後援を受けようとするときは、事業開始の日の30日前までに教育委員会事業後援申請書（第1号様式）により申請させるものとする。

(承認の決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、可否を決定し、教育委員会事業後援承認決定通知書（第2号様式）により当該申請した団体等に通知するものとする。

2 前項の規定により事業後援を決定する場合において必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業後援は、申請のあった事業についてのみ承認すること。

(2) 承認した事業について、委員会は、事務分担及び経費負担を一切しないものとする。

(3) 承認した事業及びこれに付随する行為から生じた損害の賠償責任について、委員会は、一切負わないものとする。

(4) その他委員会が必要と認めた条件

(承認の取消し等)

第6条 前条第1項の規定により承認した団体等（以下「承認団体」という。）が次の各号の一に該当した場合においては、当該承認を取り消し、又は新たな申請に係る事業後援をしないものとする。

(1) 虚偽の申請により事業後援の承認を受けたとき。

(2) 承認を辞退したとき。

(3) 第3条の規定による承認の基準に違反したとき。

(4) 承認された事業を他人に譲渡又は貸与したとき。

(5) 前条第2項各号に掲げる条件に違反したとき。

(6) その他事業後援にふさわしくないと認められる行為があったとき。

(実績報告)

第7条 承認団体が事業を終了したときは、速やかに教育委員会事業後援実績報告書（第3号様式）により報告させるものとする。

附 則

この規程は、昭和50年8月21日から施行する。

附 則（昭和62年5月25日教育委員会訓令甲第6号）

この規程は、昭和62年5月25日から施行する。

附 則（平成17年3月30日教育委員会訓令甲第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第8条関係）

附 則

この教育委員会訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。